

議案第1号

和歌山市職員給与条例及び和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市職員給与条例及び和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員給与条例及び和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山市職員給与条例の一部改正)

第1条 和歌山市職員給与条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 和歌山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則第3項、第5項及び第7項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職給与条例の一部改正)

2 特別職給与条例(昭和26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

3 特別職給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

(和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

4 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

5 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

(和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

7 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

議案第2号

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第2条 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第3号

特別職給与条例及び和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職給与条例及び和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

特別職給与条例及び和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（特別職給与条例の一部改正）

第1条 特別職給与条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 特別職給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の157.5」に改める。

（和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第4条 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の150」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号

市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 屋花正啓

市長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長の給料の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名中「市長の給料」を「市長等の期末手当」に改める。

本則を次のように改める。

令和3年12月に支給する市長及び公営企業管理者の期末手当の額は、特別職給与条例（昭和26年条例第19号）第4条第2項ただし書及び第4項の規定にかかわらず、0円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ994,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,186,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第7号）

（単位 千円）

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計	
15	国庫支出金		34,741,314	777,620	35,518,934	
		1	国庫負担金	24,666,368	-516,309	25,182,677
		2	国庫補助金	3,273,827	150,060	3,423,887
		3	国庫交付金	6,784,719	111,251	6,895,970
16	県支出金		11,048,062	10,040	11,058,102	
		2	県補助金	2,342,320	9,212	2,351,532
		3	県交付金	690,482	828	691,310
18	寄附金		496,436	761	497,197	
		1	寄附金	496,436	761	497,197
19	繰入金		1,207,819	130,231	1,338,050	
		1	基金繰入金	1,090,052	130,231	1,220,283
21	諸収入		3,128,037	8	3,128,045	
		7	雑収入	1,263,388	8	1,263,396
22	市債		14,974,800	76,300	15,051,100	
		1	市債	14,974,800	76,300	15,051,100
歳入合計			149,191,146	994,960	150,186,106	

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,838,025	6,530	14,844,555
	1 総務管理費	6,997,459	△280	6,997,179
	7 文化スポーツ費	4,645,953	6,810	4,652,763
3 民生費		70,014,193	35,900	70,050,093
	1 社会福祉費	27,908,000	22,113	27,930,113
	3 児童福祉費	20,375,998	13,787	20,389,785
4 衛生費		11,191,587	693,260	11,884,847
	1 保健衛生費	6,360,352	693,260	7,053,612
5 農林水産業費		1,126,489	10,000	1,136,489
	1 農業費	789,809	10,000	799,809
6 商工費		4,691,680	8,007	4,699,687
	1 商工費	3,660,759	8,007	3,668,766
7 土木費		7,357,350	31,148	7,388,498
	4 都市計画費	821,758	31,148	852,906
9 教育費		8,952,445	120,342	9,072,787
	1 教育総務費	1,972,262	18,599	1,990,861
	2 小学校費	2,588,925	7,050	2,595,975
	3 中学校費	830,361	4,276	834,637
	4 高等学校費	641,454	300	641,754
	5 幼稚園費	490,382	4,194	494,576
	6 社会教育費	1,903,619	85,923	1,989,542
13 災害復旧費		394,804	89,773	484,577
	1 令和3年度発生土木施設災害復旧費	393,000	74,000	467,000
	3 令和3年度発生農林水産施設災害復旧費	-	15,773	15,773
歳出合計		149,191,146	994,960	150,186,106

第2表

債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
加太総合交流センター管理事業	令和4年度 令和8年度	4,030
合 計		4,030

(単位 千円)

事項	期間	限度額
体育館管理運営事業(松下体育館、市民体育館及び河南総合体育館)	令和4年度 令和8年度	445,982
合 計		445,982

(単位 千円)

事項	期間	限度額
市民スポーツ広場管理運営事業	令和4年度 令和8年度	78,454
合 計		78,454

(単位 千円)

事項	期間	限度額
市民温水プール管理運営事業	令和4年度 令和8年度	417,972
合 計		417,972

(単位 千円)

事項	期間	限度額
つつじが丘テニスコート管理運営事業	令和4年度	44,830
合 計		44,830

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
福祉交流館管理運営事業	令和4年度 令和6年度	97,796
合 計		97,796

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふれ愛センター管理運営事業	令和4年度 令和6年度	276,246
合 計		276,246

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
杭の瀬共同浴場管理運営事業	令和4年度 令和8年度	33,000
合 計		33,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
芦原共同浴場管理運営事業	令和4年度 令和8年度	38,955
合 計		38,955

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
夜間・休日応急診療センター管理運営事業	令和4年度	89,988
合 計		89,988

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種事業	令和4年度	135,825
合 計		135,825

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
勤労者総合センター運営委託事業	令和4年度 令和8年度	218,037
合 計		218,037

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
観光施設管理事業	令和4年度 令和6年度	17,292
合 計		17,292

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業(坂田磯の浦線)	令和4年度 令和5年度	456,000
合 計		456,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場管理事業(市駅前自転車駐車場)	令和4年度 令和8年度	92,951
合 計		92,951

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場管理事業（市駅前原動機付自転車駐車場）	令和4年度 令和8年度	73,800
合 計		73,800

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場管理事業（六十谷駅前自転車等駐車場）	令和4年度 令和8年度	74,900
合 計		74,900

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場管理事業（和歌山駅東口自転車等駐車場）	令和4年度 令和8年度	114,225
合 計		114,225

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌山東公園管理運営事業	令和4年度 令和8年度	212,197
合 計		212,197

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティセンター管理運営事業	令和4年度 令和8年度	1,834,088
合 計		1,834,088

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

1 追 加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
令和3年度発生農林水産施設災害復旧事業	10,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	10,200			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	7,300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	46,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
令和3年度発生土木施設災害復旧事業	152,800	"	"	"	180,100	"	"	"
計	14,974,800				15,040,900			

議案第6号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「404,000円」を「408,000円」に、「16,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第7号

和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市児童福祉法に係る費用に関する条例（平成12年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、同条第5項中「及び次項及び次項において同じ。」を削り、同項第1号中「次のア又はイに掲げる」を「費用算定基準者のうち2番目の年長者である」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号を次のように改める。

（2）費用算定基準者（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である児童
0円

別表第5備考1中「及び第5条の4の2第6項」を「、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第5項各号の規定は、令和3年10月1日から適用する。

議案第8号

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「次のア又はイに掲げる」を「特定被監護者等のうち2番目の年長者である」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号を次のように改める。

（2）特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども等 0円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条各号の規定は、令和3年10月1日から適用する。

議案第9号

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市開発行為等に関する条例（平成12年条例第77号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9」に改める。

第16条の4第5号を削り、同条第6号中「別表第6」を「別表第5」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「別表第7」を「別表第6」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条の5第5号を削り、同条第6号中「別表第6」を「別表第5」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「別表第7」を「別表第6」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1第5号中「から別表第6まで」を「及び別表第5」に、「もの及び」を「もの、」に、「倉庫」を「及び倉庫」に、「危険」を「危険性」に改める。

別表第5を削り、別表第6を別表第5とし、別表第7を別表第6とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日前にされた法第29条第1項、第35条の2、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

議案第10号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項中「(平成20年法律第87号)の次に「。以下「長期優良住宅促進法」という。」を加え、同項第1号ア(ア) a中「事前の技術的審査(以下この号において「事前技術的審査」という。)を経ていないもの又は」を「同法第6条の2第3号に規定する確認書(以下この号において「確認書」という。)及び」に改め、「単に」を削り、「49,000円」を「47,000円」に改め、同号ア(ア) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 13,000円

第19条の3第1項第1号ア(ア) cを削り、同号ア(イ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「62,000円」を「60,000円」に改め、同号ア(イ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 15,000円

第19条の3第1項第1号ア(イ) cを削り、同号ア(ウ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「115,000円」を「110,000円」に改め、同号ア(ウ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 23,000円

第19条の3第1項第1号ア(ウ) cを削り、同号イ(ア) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「49,000円」を「47,000円」に改め、同号イ(ア) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 13,000円

第19条の3第1項第1号イ(ア) cを削り、同号イ(イ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「62,000円」を「60,000円」に改め、同号イ(イ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 15,000円

第19条の3第1項第1号イ(イ) cを削り、同号イ(ウ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「115,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(ウ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 23,000円

第19条の3第1項第1号イ(ウ) cを削り、同号イ(エ) a中「事前技術的審査を経ていな

いもの又は」を「確認書及び」に、「184,000円」を「177,000円」に改め、同号イ(エ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 38,000円

第19条の3第1項第1号イ(エ) cを削り、同号イ(オ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「363,000円」を「349,000円」に改め、同号イ(オ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 63,000円

第19条の3第1項第1号イ(オ) cを削り、同号イ(カ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「650,000円」を「625,000円」に改め、同号イ(カ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 101,000円

第19条の3第1項第1号イ(カ) cを削り、同号イ(キ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「1,116,000円」を「1,074,000円」に改め、同号イ(キ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 155,000円

第19条の3第1項第1号イ(キ) cを削り、同号イ(ク) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「2,064,000円」を「1,987,000円」に改め、同号イ(ク) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 263,000円

第19条の3第1項第1号イ(ク) cを削り、同号イ(ケ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「2,948,000円」を「2,839,000円」に改め、同号イ(ケ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 333,000円

第19条の3第1項第1号イ(ケ) cを削り、同号イ(コ) a中「事前技術的審査を経ていないもの又は」を「確認書及び」に、「3,611,000円」を「3,477,000円」に改め、同号イ(コ) bを次のように改める。

b 確認書又は住宅性能評価書の添付があるもの 1件 378,000円

第19条の3第1項第1号イ(コ) cを削り、同号ウ(ア) a中「事前技術的審査を経ていないもの」を「確認書の添付がないもの」に改め、同号ウ(ア) bを次のように改める。

b 確認書の添付があるもの 1件 19,000円

第19条の3第1項第1号ウ(イ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの 1件 88,000円

b 確認書の添付があるもの 1件 23,000円

第19条の3第1項第1号ウ(ウ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	160,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	34,000円

第19条の3第1項第1号エ(ア) a中「事前技術的審査を経ていないもの」を「確認書の添付がないもの」に改め、同号エ(ア) bを次のように改める。

b 確認書の添付があるもの	1件	19,000円
---------------	----	---------

第19条の3第1項第1号エ(イ) a中「事前技術的審査を経ていないもの」を「確認書の添付がないもの」に改め、同号エ(イ) bを次のように改める。

b 確認書の添付があるもの	1件	23,000円
---------------	----	---------

第19条の3第1項第1号エ(ウ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	165,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	34,000円

第19条の3第1項第1号エ(エ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	265,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	57,000円

第19条の3第1項第1号エ(オ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	523,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	95,000円

第19条の3第1項第1号エ(カ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	937,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	152,000円

第19条の3第1項第1号エ(キ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	1,611,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	232,000円

第19条の3第1項第1号エ(ク) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	2,980,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	394,000円

第19条の3第1項第1号エ(ケ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	4,258,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	499,000円

第19条の3第1項第1号エ(コ) a及びbを次のように改める。

a 確認書の添付がないもの	1件	5,216,000円
b 確認書の添付があるもの	1件	567,000円

第19条の3に次の1項を加える。

3 長期優良住宅促進法に基づく事務に関し、長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅

であって、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる建築物の許可の申請に対する審査手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

1件	160,000円
----	----------

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条の3第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第11号

市道路線認定について

道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

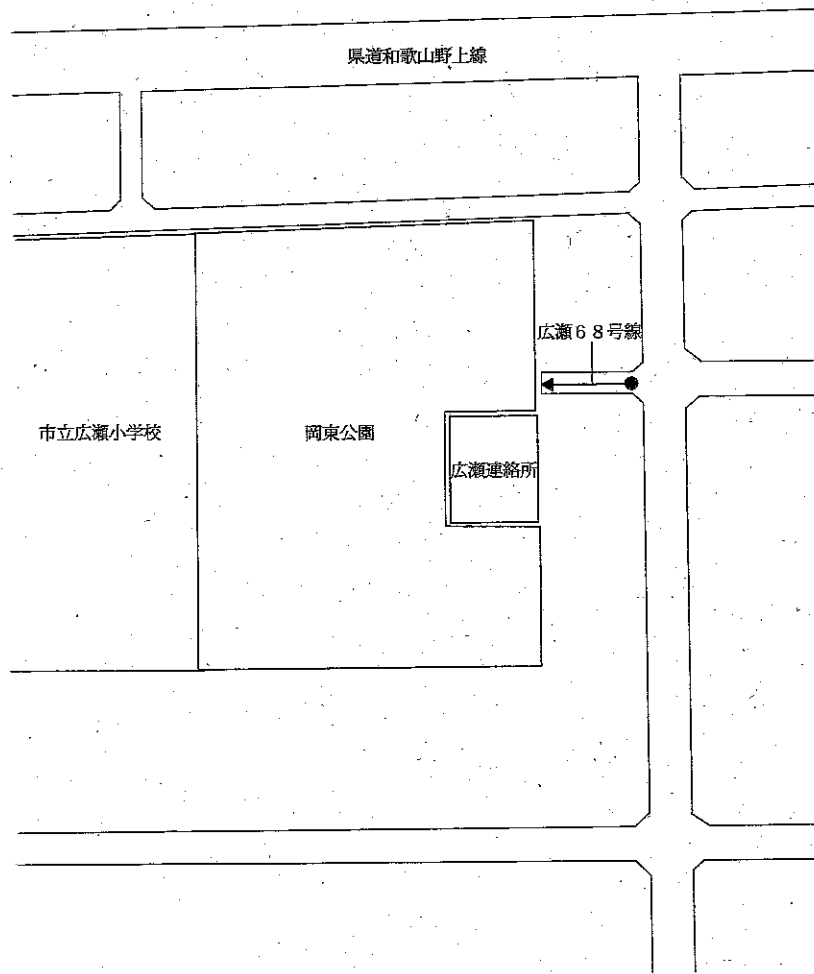
令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

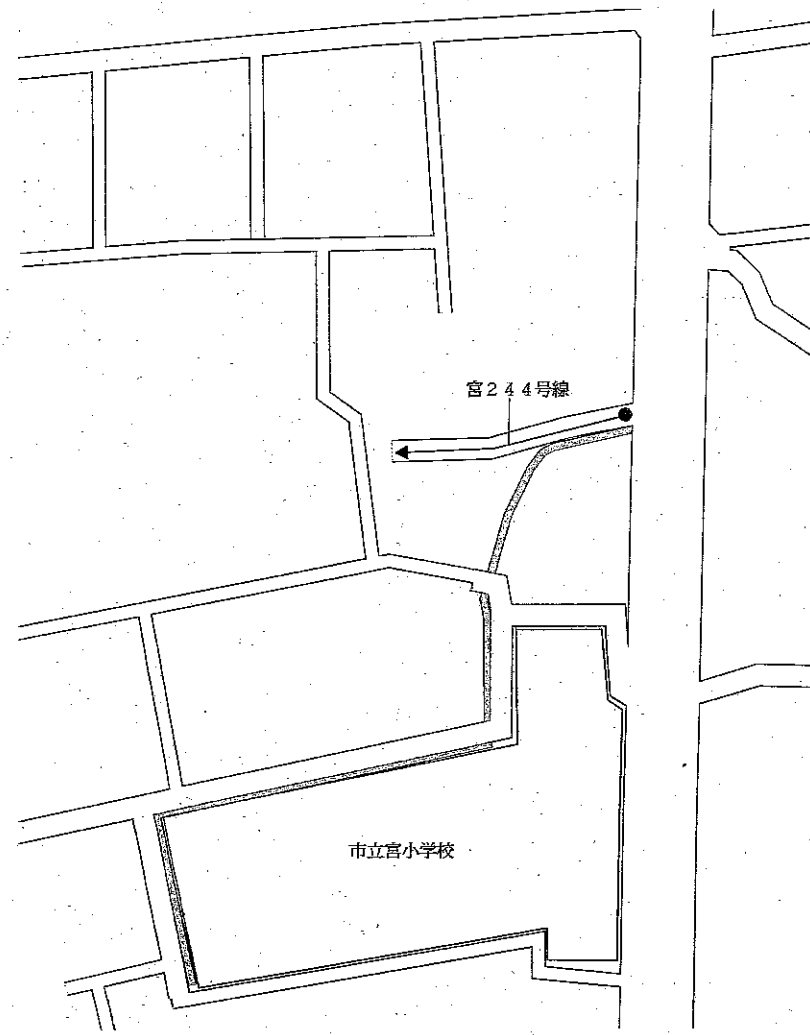
整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
3-68	広瀬68号線	和歌山市雑賀道 和歌山市雑賀道		
11-244	宮244号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月		
13-144	四箇郷144号線	和歌山市新在家 和歌山市新在家		
16-182	宮前182号線	和歌山市小雑賀 和歌山市小雑賀		
21-219	木本219号線	和歌山市履原 和歌山市履原		
22-273	藤戸台107号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-274	藤戸台108号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-275	藤戸台109号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-276	藤戸台110号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-277	藤戸台111号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-278	藤戸台112号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-279	藤戸台113号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-280	藤戸台114号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-281	藤戸台115号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-282	藤戸台116号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-283	藤戸台117号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-284	藤戸台118号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-285	藤戸台119号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-286	藤戸台120号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		

整理番号	路線名	起 終	点 点	備 考
22-287	藤戸台121号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-288	藤戸台122号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-289	藤戸台123号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-290	藤戸台124号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-291	藤戸台125号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-292	藤戸台126号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-293	藤戸台127号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
22-294	藤戸台128号線	和歌山市栄谷 和歌山市栄谷		
23-205	楠見205号線	和歌山市善明寺 和歌山市善明寺		
24-164	西和佐164号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋		
26-320	西脇320号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
26-321	西脇321号線	和歌山市西庄 和歌山市西庄		
31-165	有功165号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-166	有功166号線	和歌山市六十谷 和歌山市六十谷		
31-167	有功167号線	和歌山市園部 和歌山市園部		
38-163	雑賀163号線	和歌山市塩屋4丁目 和歌山市塩屋4丁目		
41-218	名草218号線	和歌山市毛見 和歌山市毛見		

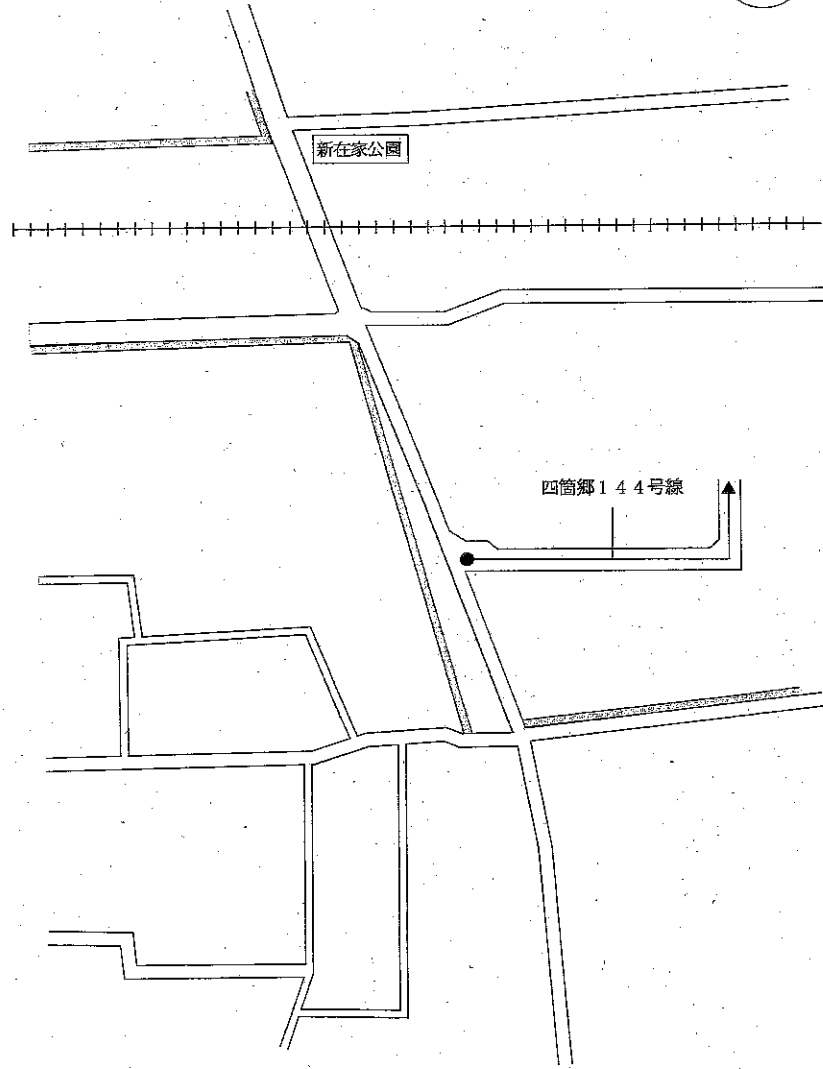
路線認定図



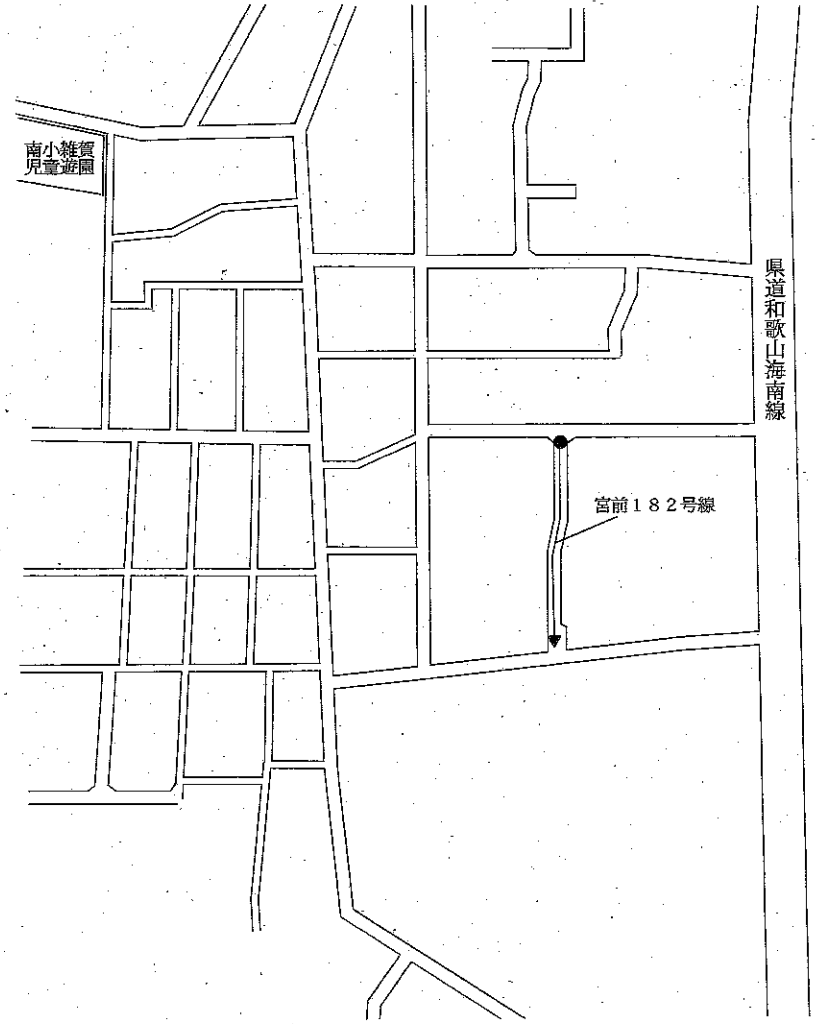
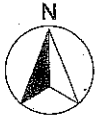
路線認定図



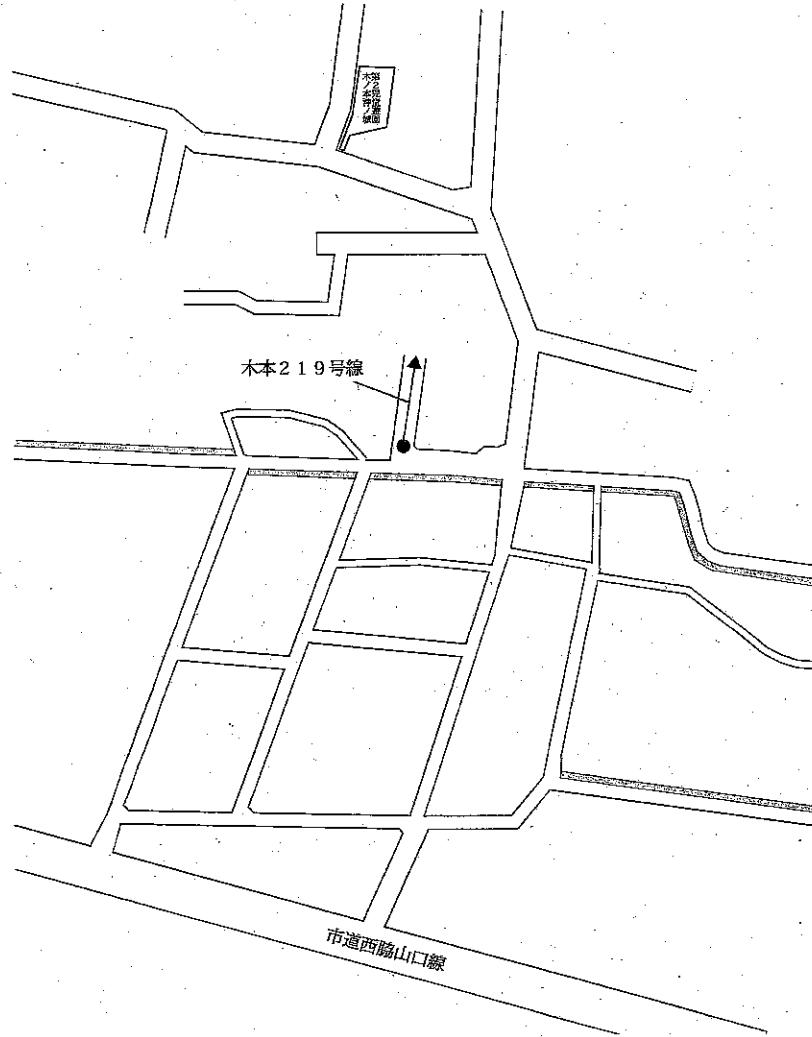
路線認定図



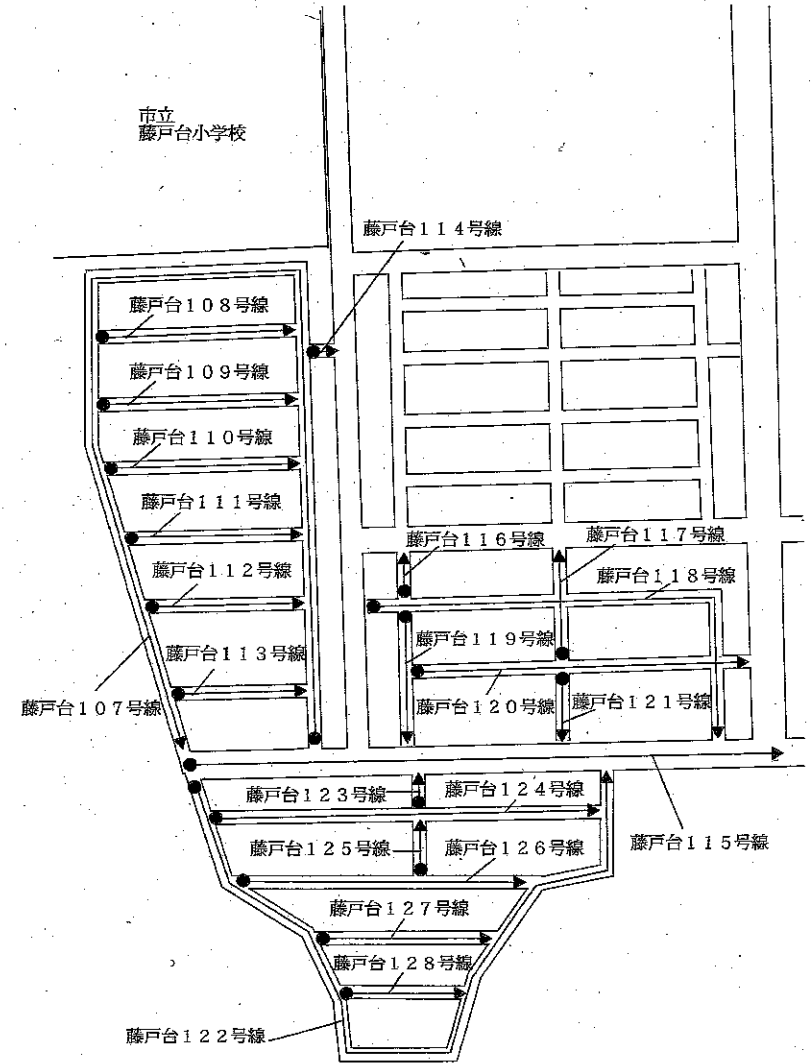
路線認定図



路線認定図



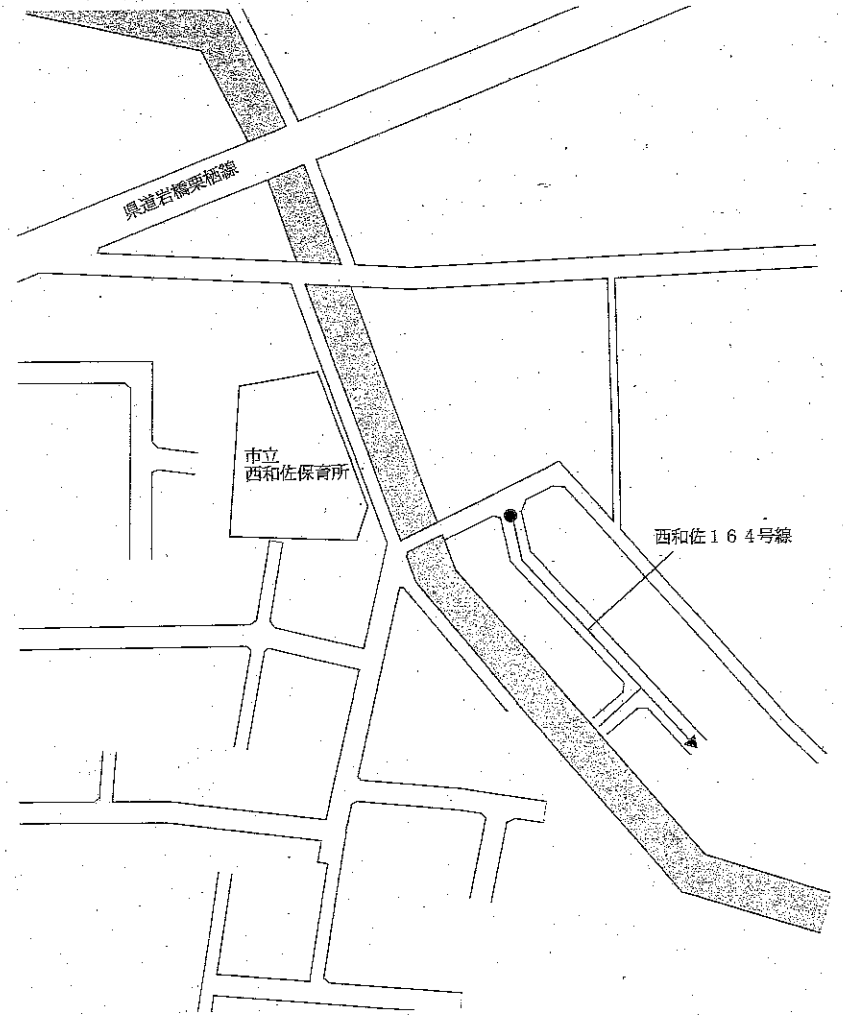
路線認定図



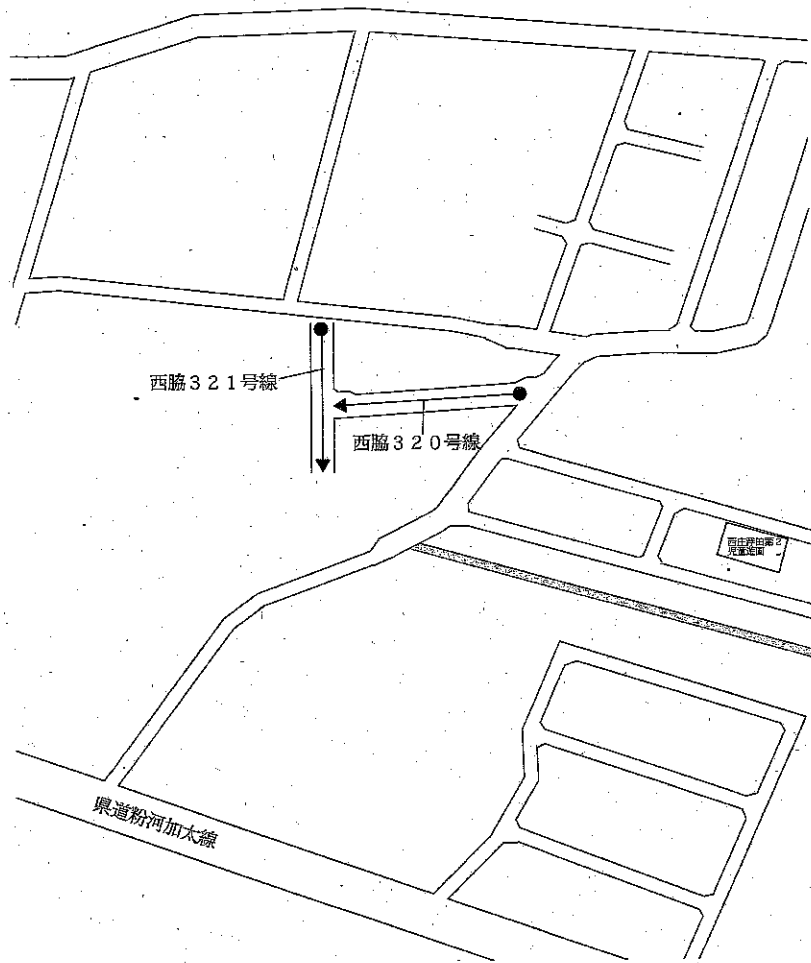
路線認定図



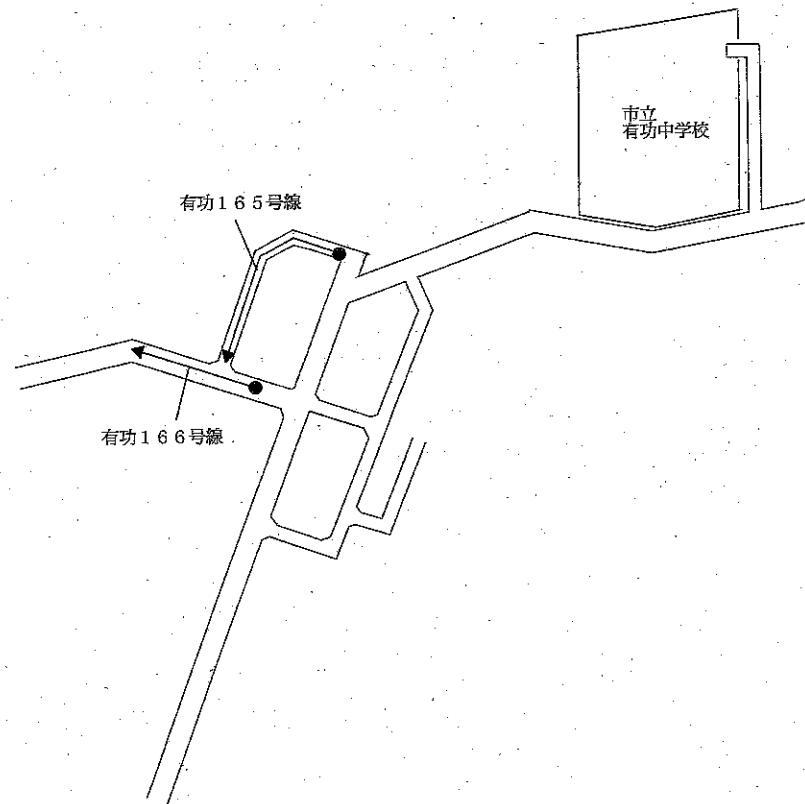
路線認定図



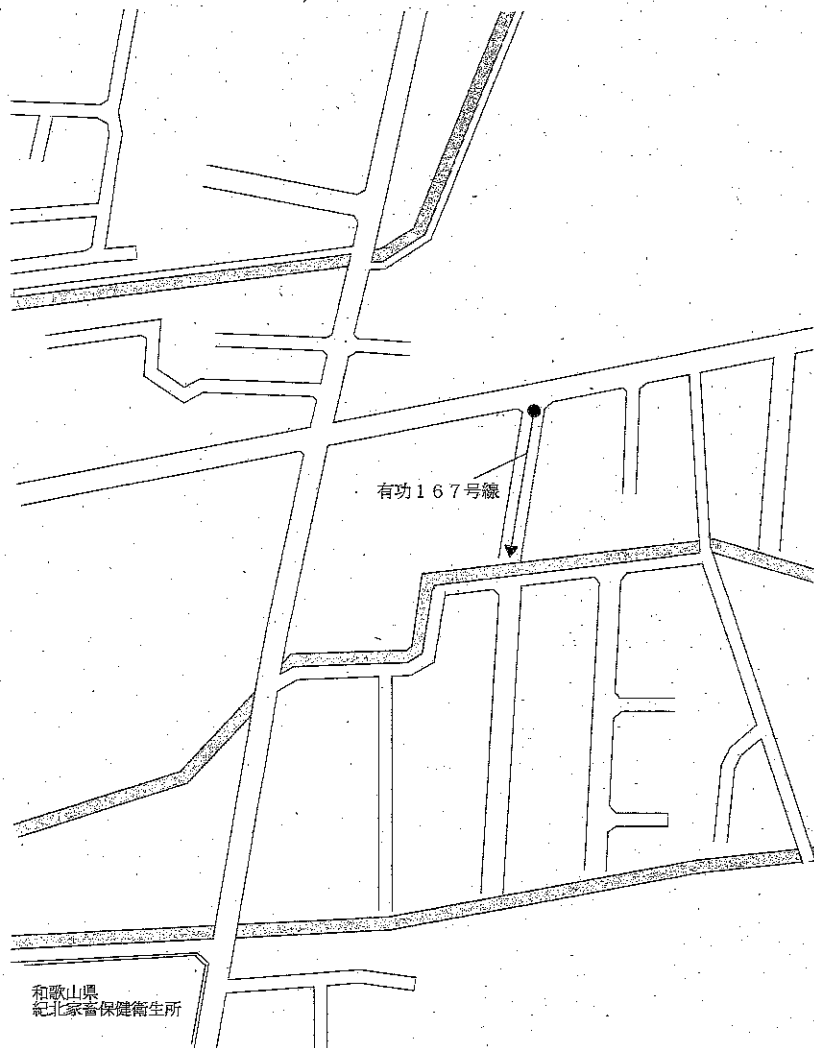
路線認定図



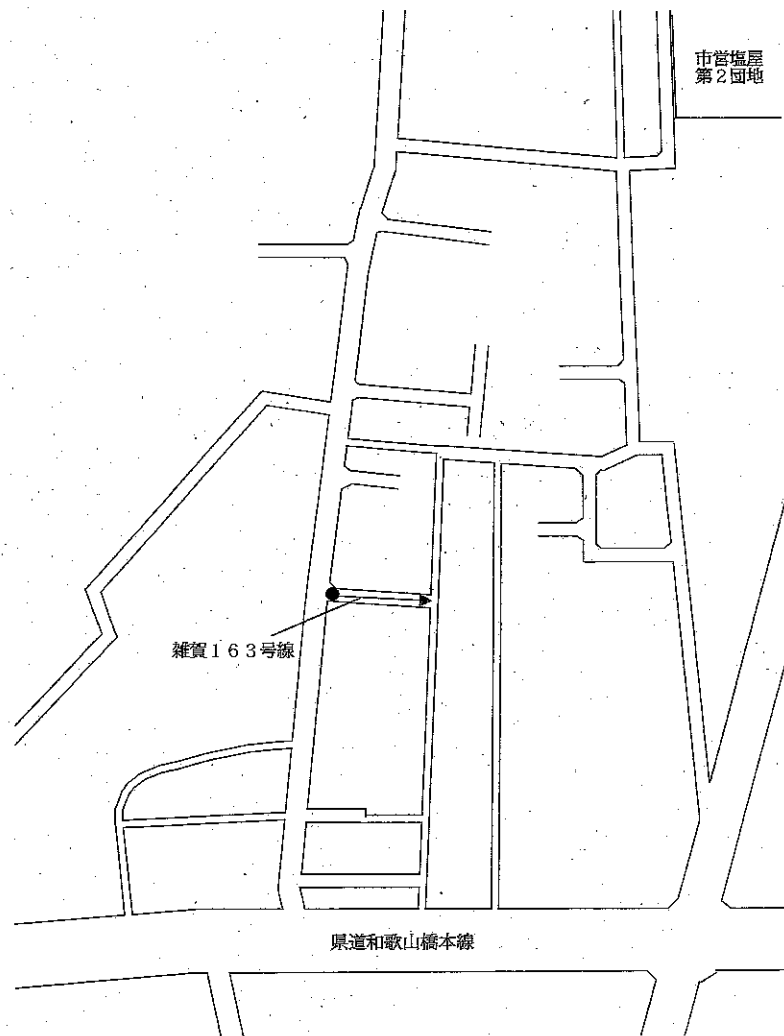
路線認定図



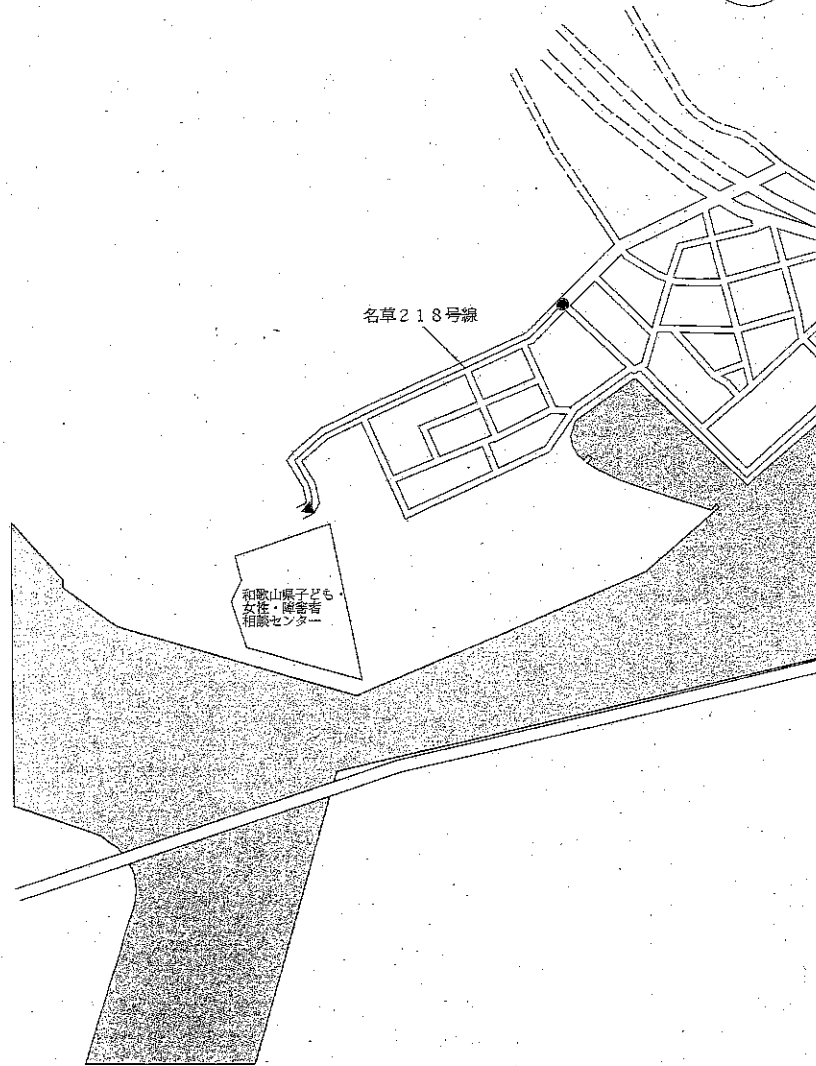
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第12号

市道路線変更について

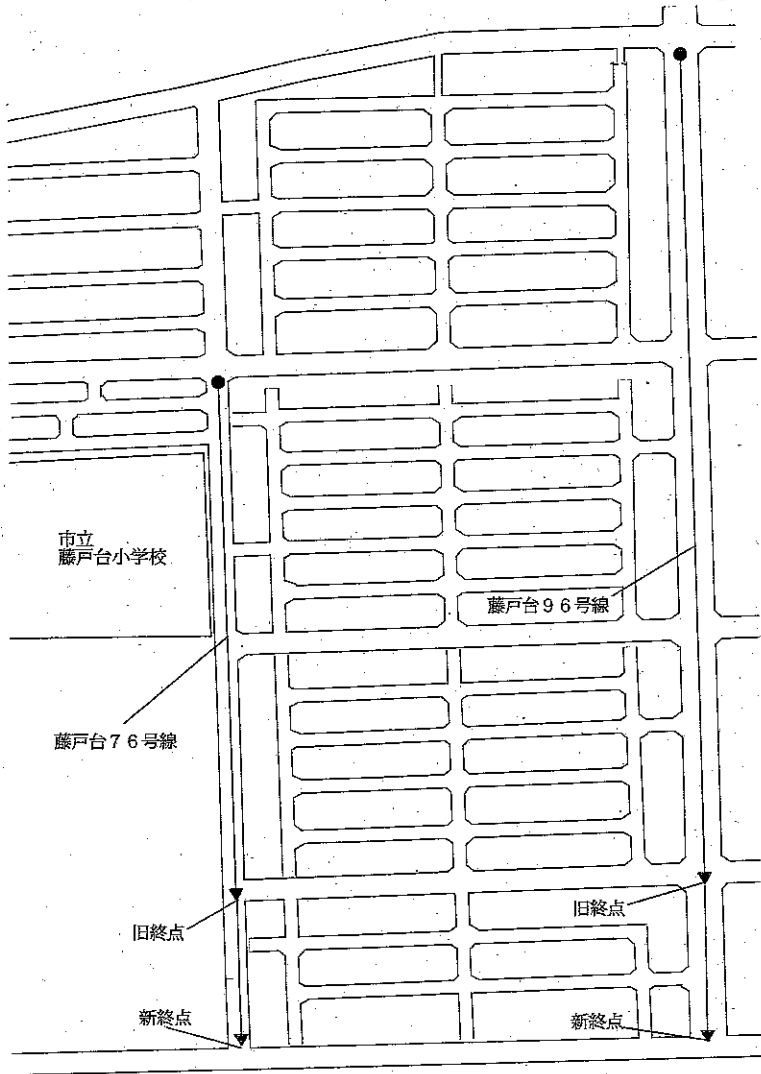
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起 終	点 点	備 考
22-242	旧	藤戸台76号線	和歌山市栄谷	和歌山市栄谷	
	新	藤戸台76号線	和歌山市栄谷	和歌山市栄谷	終点の変更
22-262	旧	藤戸台96号線	和歌山市栄谷	和歌山市栄谷	
	新	藤戸台96号線	和歌山市栄谷	和歌山市栄谷	終点の変更

路線変更図



議案第13号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市加太総合交流センター	和歌山市加太地区連合自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第14号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市南出島地区集会所	宮前地区第16区自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市北出島・有家西集会所	宮地区第16区自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市新中島地区集会所	宮前地区第24区自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市有家地区集会所	宮地区第3区自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市三葛地区集会所	名草地区三葛自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市加太地区会館深山分館	加太地区深山自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市紀三井寺北集会所	名草地区旭橋団地自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市有本地区集会所	四箇郷地区栗林北自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市宮北地区集会所	宮北地区連合自治会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第15号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立松下体育館	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市立市民体育館	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市立河南総合体育館	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第16号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立市民スポーツ広場	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第17号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立市民温水プール	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第18号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立つつじが丘テニスコート	ミズノグループ	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第19号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
福祉交流館	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第20号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市ふれ愛センター	社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第21号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市立杭の瀬共同浴場	杭の瀬共同浴場運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市立芦原共同浴場	芦原共同浴場運営委員会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第22号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市夜間・休日応急診療センター	公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第23号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市勤労者総合センター	公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第24号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市営片男波海水浴場駐車場	片男波海水浴場管理運営委員会	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第25号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市営市駅前自転車駐車場	有限会社ジェイイーエス	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市営市駅前原動機付自転車駐車場	大揚興業株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市営六十谷駅前自転車等駐車場	大揚興業株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市営和歌山駅東口自転車等駐車場	富士警備保障株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第26号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山東公園	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第27号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

施設の名称	団体の名称	指定期間
和歌山市東部コミュニティセンター	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市河南コミュニティセンター	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市河西コミュニティセンター	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市河北コミュニティセンター	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市中央コミュニティセンター	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
和歌山市北コミュニティセンター	公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

議案第28号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

工 事 名	坂田礪の浦築道路新設改良工事その8
工 事 場 所	和歌山市礪の浦地内
請 負 代 金 額	382,484,454円
契 約 の 相 手 方	和歌山市市小路194-1 中村設備工業株式会社 代表取締役 中村 伸行
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第29号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

工 事 名	市道加太88号線災害復旧工事
工 事 場 所	和歌山市加太地内
請 負 代 金 額	297,638,000円
契 約 の 相 手 方	和歌山市小松原通三丁目69番地 株式会社湊川組 取締役社長 池内 茂雄
契 約 方 法	一 般 競 争 入 札

議案第30号

物品購入契約について

心臓マッサージシステムの購入について、次のとおり購入契約を締結する。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 契約の目的

物品の名称 心臓マッサージシステム

数量 14セット

納入場所 和歌山市八番丁12番地

和歌山市消防局警防課

2 契約の相手方 神戸市中央区港島中町2丁目2番1

日本船舶薬品株式会社 神戸支店

支店長 段 哲哉

3 契約金額 41,210,400円

4 契約方法 一般競争入札

議案第31号

人事委員会委員の選任について

和歌山市人事委員会委員として次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和3年11月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

住 所	氏 名	生 年 月 日
	岡 京子	